



平成 18 年 5 月 18 日

各 位

会 社 名 株式会社 フ ジ ト ミ  
代 表 者 名 代表取締役社長 奥 田 啓 二  
( J A S D A Q ・ コード 8740 )  
問 合 せ 先 経営企画室長 丸 山 晴 久  
電 話 03-3209-5500

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 18 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 18 年 6 月 29 日開催予定の第 54 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 変更の理由

###### (1) 公告方法の変更

公告方法の合理化及び周知性の向上を図るため、公告方法を電子公告に変更するものがあります。(変更案第 5 条)

###### (2) 「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)の施行に伴い、以下のとおり変更するものであります。

- ① 単元未満株式の権利を相当の範囲に制限するため、単元未満株式について行使することができる権利を定める規定を新設するものであります。(変更案第 10 条)
- ② 株主総会の招集に際し、株主に効率的かつ充実した情報提供を可能とするため、株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供規定を新設するものであります。(変更案第 16 条)
- ③ 必要が生じた場合に取締役会決議を機動的に行うことができるよう、会社法第 370 条の規定に基づき、書面又は電磁的記録による取締役会決議を可能とする規定を新設するものであります。(変更案第 26 条第 2 項)
- ④ 取締役及び監査役が職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役及び監査役の責任を法令の範囲内で免除できる規定を定めるとともに、社外取締役及び社外監査役との間で責任限定契約を締結することを可能とする規定を新設するものであります。(変更案第 29 条・第 38 条) なお、変更案第 29 条第 1 項及び第 2 項の新設は監査役全員一致による監査役会の同意を得ております。
- ⑤ 会計監査人に関する規定(第 6 章)を新設するとともに、会計監査人が期待される役割を十分に発揮できるよう、会計監査人との間で責任限定契約を締結することを可能とする規定を新設するものであります。(変更案第 39 条、第 40 条、第 41 条)
- ⑥ その他、会社法に基づく株式会社としての必要な規定の加除・修正及び移設など、全般に亘って所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商号)</p> <p>第1条 当社は、株式会社 フジトミと称し、 英文では、FUJITOMI CO., LTD. と表示する。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 商品取引所法に基づく商品先物市場における上場商品（商品指数、オプションを含む）の売買、取次及び受託業務</p> <p>(2) 商品投資販売業務及び商品投資顧問業務</p> <p>(3) 外国為替取引業務</p> <p>(4) 金融先物取引業務</p> <p>(5) 有価証券の保有及び売買</p> <p>(6) 次の物品の売買、輸出入業務</p> <p>イ. 農産物、砂糖、コーヒー豆、<u>ゴム及び綿糸</u></p> <p>ロ. 金、銀、白金、パラジウム等の貴金属</p> <p>ハ. 銅、アルミニウム等の非鉄金属</p> <p>ニ. 原油及びガソリン、ナフサ、灯・軽油等の石油製品</p> <p>(7) 不動産の賃貸及び管理</p> <p>(8) 前各号に付帯する一切の業務</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を東京都新宿区に置く。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商号)</p> <p>第1条 (現行どおり)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 商品取引所法に基づく商品先物市場における上場商品（商品指数、オプションを含む）の売買、取次及び受託業務</p> <p>(2) 商品投資販売業務及び商品投資顧問業務</p> <p>(3) 外国為替取引業務</p> <p>(4) 金融先物取引業務</p> <p>(5) 有価証券の保有及び売買</p> <p>(6) 次の物品の売買、輸出入業務</p> <p>イ. 農産物、砂糖、コーヒー豆、<u>及びゴム</u></p> <p>ロ. 金、銀、白金、パラジウム等の貴金属</p> <p>ハ. 銅、アルミニウム等の非鉄金属</p> <p>ニ. 原油及びガソリン、ナフサ、灯・軽油等の石油製品</p> <p>(7) 不動産の賃貸及び管理</p> <p>(8) 前各号に付帯する一切の業務</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 (現行どおり)</p> <p><u>(機関)</u></p> <p>第4条 当社は、次の機関を置く。</p> <p>(1) <u>取締役会</u></p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) <u>会計監査人</u></p> <p>(公告方法)</p> <p>第5条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、</u>日本経済新聞に掲載する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>(発行する株式の総数)</p> <p>第5条 当社の発行する株式の総数は、1,800万株とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第6条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p> <p>(1単元の株式の数)</p> <p>第7条 当社の1単元の株式の数は、100株とする。</p> <p>(単元未満株券の不発行)</p> <p>第8条 当社は、1単元の株式数に満たない株式(以下「<u>単元未満株式</u>」という。)に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りではない。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第9条 当社は、株式につき<u>名義書換代理人</u>を置く。</p> <p>② <u>名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。</u></p> <p>③ <u>当社の株主名簿及び実質株主名簿(以下「株主名簿等」という。)並びに株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、株券喪失登録の手續、単元未満株式の買取り、その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取り扱わせ、当社においてはこれを取り扱わない。</u></p>	<p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、1,800万株とする。</p> <p>(株券の発行)</p> <p>第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第8条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を取得することができる。</u></p> <p>(単元株式数及び単元未満株券の不発行)</p> <p>第9条 当社の単元株式数は、100株とする。</p> <p>2 当社は、<u>単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第10条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p>(2) <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u></p> <p>(3) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は、株式につき<u>株主名簿管理人</u>を置く。</p> <p>2 <u>株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</u></p> <p>3 <u>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株式取扱規程)</p> <p>第10条 当社の株券の種類並びに株式の名義書換、株券喪失登録の手続、単元未満株式の買取り、その他株式に関する取扱い及び手数料については、取締役会の定める株式取扱規程による。</p> <p><u>(基準日)</u></p> <p>第11条 当社は、毎営業年度末日の最終の株主名簿等に記載または記録された株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>② 前項のほか必要がある場合には、取締役会の決議によりあらかじめ公告して基準日を定めることができる。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第12条 当社の定時株主総会は、営業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時招集する。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(招集者及び議長)</p> <p>第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。</p> <p>② 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>(株式取扱規程)</p> <p>第12条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第13条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p> <p><u>(定時株主総会の基準日)</u></p> <p>第14条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p style="text-align: center;">2 (現行どおり)</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類又は計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(決議の方法)</p> <p>第 14 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>② 商法第 343 条に定める特別決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第 15 条 株主が議決権を代理人に行使させるときは、その代理人は当会社の議決権を有する株主に限る。</p> <p>第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第 16 条 当会社の取締役は、12 名以内とする。</p> <p>(選任)</p> <p>(新設)</p> <p>第 17 条 取締役の選任決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>② 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。</p> <p>(任期)</p> <p>第 20 条 取締役の任期は、就任後 2 年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>ただし、補欠又は増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(代表取締役)</p> <p>第 19 条 取締役社長は、当会社を代表する。</p> <p>② 取締役会の決議により、当会社を代表する取締役を定めることができる。</p> <p>(役付取締役)</p> <p>第 18 条 当会社は、取締役会の決議により取締役社長 1 名を選任し、必要がある場合には取締役会長 1 名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選任することができる。</p>	<p>(決議の方法)</p> <p>第 17 条 (現行どおり)</p> <p>2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第 18 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第 19 条 (現行どおり)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第 20 条 取締役は、株主総会の決議により選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(任期)</p> <p>第 21 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第 22 条 取締役会は、その決議により、代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議により、取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(顧問・相談役・参与)</p> <p>第 21 条 取締役会の決議により、当会社に顧問、相談役及び参与を置くことができる。</p> <p>(取締役会)</p> <p>第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。</p> <p>② 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>③ 取締役会の招集は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して<u>その通知を</u>発する。ただし、<u>緊急の場合には</u>、この期間を短縮することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第 23 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、<u>その出席した取締役の過半数</u>をもって行う。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(顧問・相談役・参与)</p> <p>第 23 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第 24 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長がこれを</u>招集し、議長となる。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 25 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、<u>緊急の必要があるときは</u>、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 <u>取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第 26 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p>2 <u>会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。</u></p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第 27 条 <u>取締役会に関しては、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</u></p> <p>(報酬等)</p> <p>第 28 条 <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下「報酬等」という。) は、株主総会の決議により定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 29 条 <u>当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項の取締役 (取締役であつた者を含む。) の損害賠償責任を、法令の限度において、免除することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会 (員数)</p> <p>第 24 条 当社の監査役は、4 名以内とする。 (選任)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第 25 条 監査役の選任決議は、<u>総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第 26 条 監査役の任期は、<u>就任後 4 年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> ただし、<u>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第 27 条 <u>監査役の互選をもって、常勤の監査役を定める。</u> (監査役会)</p> <p>第 28 条 監査役会の招集は、会日の 3 日前までに各監査役に対して<u>その通知を</u>発する。ただし、<u>緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第 29 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>	<p>2 <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間で、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金 5 0 0 万円以上であらかじめ定めた額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会 (員数)</p> <p>第 30 条 (現行どおり) (選任方法)</p> <p>第 31 条 <u>監査役は、株主総会の決議により選任する。</u></p> <p>2 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第 32 条 監査役の任期は、<u>選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2 <u>任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第 33 条 <u>監査役会は、その決議により常勤の監査役を選定する。</u> (監査役会の招集通知)</p> <p>第 34 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、<u>緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第 35 条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<u>(監査役会規程)</u> <u>第 36 条 監査役会に関しては、法令又は本定</u> <u>款のほか、監査役会において定める監査</u> <u>役会規程による。</u>
(新設)	<u>(報酬等)</u> <u>第 37 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議</u> <u>により定める。</u>
(新設)	<u>(監査役の責任免除)</u> <u>第 38 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の</u> <u>規定により、取締役会の決議をもって、</u> <u>同法第 423 条第 1 項の監査役（監査役で</u> <u>あった者を含む。）の損害賠償責任を、法</u> <u>令の限度において免除することができる。</u>
(新設)	<u>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規</u> <u>定により、社外監査役との間に、同法第</u> <u>423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する</u> <u>契約を締結することができる。ただし、</u> <u>当該契約に基づく損害賠償責任の限度額</u> <u>は、金 5 0 0 万円以上であらかじめ定め</u> <u>た額又は法令が規定する額のいずれか高</u> <u>い額とする。</u>
(新設)	<u>第 6 章 会計監査人</u> <u>(選任方法)</u> <u>第 39 条 会計監査人は、株主総会の決議によ</u> <u>り選任する。</u>
(新設)	<u>(任期)</u> <u>第 40 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以</u> <u>内に終了する事業年度のうち最終のもの</u> <u>に関する定時株主総会の終結の時までと</u> <u>する。</u>
(新設)	<u>2 前項の定時株主総会において別段の決</u> <u>議がなされないときは、当該定時株主総</u> <u>会において再任されたものとする。</u>
(新設)	<u>(会計監査人の責任免除)</u> <u>第 41 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の</u> <u>規定により、会計監査人との間に、同法</u> <u>第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定す</u> <u>る契約を締結することができる。ただし、</u> <u>当該契約に基づく損害賠償責任の限度額</u> <u>は、金 1,000 万円以上であらかじめ定め</u> <u>た額又は法令が規定する額のいずれか高</u> <u>い額とする。</u>



現 行 定 款	変 更 案
第6章 計 算	第7章 計 算
(営業年度) 第 30 条 当社の <u>営業年度は、毎年4月1日</u> <u>から翌年3月31日までとし、毎営業年度</u> <u>末日に決算を行う。</u>	(事業年度) 第 42 条 当社の <u>事業年度は、毎年4月1日</u> <u>から翌年3月31日までの1年とする。</u>
(利益配当) 第 31 条 <u>利益配当金は、毎営業年度末日の最</u> <u>終の株主名簿等に記載または記録された</u> <u>株主又は登録質権者に支払う。</u>	(剰余金の配当の基準日) 第 43 条 <u>当社の剰余金の期末配当の基準日</u> <u>は、毎年3月31日とする。</u>
(中間配当) 第 32 条 当社は、取締役会の決議により毎 年9月30日 <u>の最終の株主名簿等に記載ま</u> <u>たは記録された株主又は登録質権者に対</u> <u>し、中間配当をすることができる。</u>	(中間配当) 第 44 条 当社は、取締役会の決議により、 毎年9月30日 <u>を基準日として、中間配当</u> <u>を行うことができる。</u>
(配当金の除斥期間) 第 33 条 <u>利益配当金及び中間配当金が支払開</u> <u>始の日から3年を経過してもなお受領さ</u> <u>れないときは、当社は、その支払義務を</u> <u>免れる。</u>	(配当金の除斥期間) 第 45 条 <u>配当財産が金銭である場合は、その</u> <u>支払開始の日から満3年を経過してもな</u> <u>お受領されないときは、当社はその支</u> <u>払義務を免れる。</u>

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 18 年 6 月 29 日 (木曜日)  
定款変更の効力発生日 平成 18 年 6 月 29 日 (木曜日)

以 上